

すけれども、羽村町では、五十九年度に町が独自の補助金を出しまして、東京都に申請をしまして、一年おくれで六十年年度から都が補助金を出すようになってゐるわけですね。私は、そういう市としての実績も必要ではないかというふうに思いますので、その点をよく検討していただいて、如何きに検討していただいて善処していただきたいというふうに要望しておきます。

それと、米軍横田基地ですけれども、この核通信施設の問題については、私は、今の市長の见解とは異なるわけですね。私も福生に住んでおります。皆さん福生に住んでいるわけですね。福生に住みながら、米軍横田基地がこういうような核通信施設を持ってゐるということは、本当に私たちの生活が日々脅かされてゐるということなんです。それで、日本には非核三原則があるから大丈夫だということに市長は再三言われますけれども、この非核都市宣言を見ましても、東京二十六市中十八市が、去年の十一月現在で非核都市宣言をやっているわけです。これは革新市政であらうと、保守市政であらうと、

うと全然関係なく、先ほど言いましたように、生存の権利というものをフルにここで主張しているわけですね。そういう意味で、私は市長に對して、横田基地を抱える福生だからこそ、まず第一に非核都市宣言をやっていたら、基地があるのは安保があるからということを市長は再三言われますけれども、しかし、安保があつても、安保条約の中では核持ち込みをしてもいいというふうには書かれていないはずで、そのところ、核通信施設があるということは、核の一番の最大の攻撃目標になるということを最後に認識していただいて、この非核都市宣言の問題、もう一度しっかり考え直していただきたいということを強く要望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(田村市郎君) 次に、十七番 東田正治君。

(十七番 東田正治君登壇)

○十七番(東田正治君) 貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

まず、雨水対策についてお尋ねをいたします。

御存じのとおり、四小の校庭につきましても、校庭整備が五十七年に
行われまして、大変喜ばれているところでございます。設計の関係で校
庭面が傾斜が正門の方に向かっていて、少々の雨でも最近
正門から雨水が流れ出るのでもございます。登校、下校の際はもちろ
んでございますが、最近では路面の整備等が進みまして、雨靴を使用す
る方がほとんどないというふうな状況で、一般の方々も通水しないの
苦情を聞く昨今でございます。

そこで、この第四小学校校庭の雨水の処理について、対策を講ず
るべきではないかとこのように考えているわけですが、理事者の考え方を
お尋ねをいたします。

次に、公園広場についてお尋ねをいたします。
基本計画の中でも、市民一人当たり六平方メートルの公園確保
を目標に整備を進めると、また、児童公園、近隣公園など地区機

お尋ね

関公園から中央公園、緑地に至る緑のネットワークの整備に努める等
と明文化し、また公園緑地については、その確保については適切な配置
について検討していかなければならないとこのように記述されております。

そこでお尋ねをしますが、これらの基本的な構想に基づきどのような
取り組みがされているのか、その現況と、本町関係の公園広場等の確保
についてどのような位置づけをされてきたのか。

また、福東会館前の空地がございまして、またこの点と、御存じの
とおり、引き込み線が大変子供たちの遊び場にもなっているわけですが、
いろいろと下水道工事とか、道路工事等々で出た残土等を積み重ね
まして、いつもあそこは混雑をして、やはり子供たちの広場になっている
けれども、案外不適格な盲点となっているような感じがするわけでは
ございませうか、この点、こういう所を確保し、そして公園広場として利用す
る計画はないかどうか、この点お尋ねをいたします。

次に、公衆浴場についてお尋ねをいたします。

この件は、御存じのとおり、市内には三軒の公衆浴場がございまして、

その存在意義は大変深いものがあります。市民の保健衛生の確保は言うまでもありませんが、市民の触れ合いの場、情報交換の場、あるいは社会生活のルールを身につける場というように、年ごとに生活の触れ合いの場としての重要性が見直されつつあるのでございます。ですが、この種の業界というのは、斜陽傾向にございまして、国といえども、その重要性にかんがみまして、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律を五十七年四月に施行しているわけでございまして。その一条の中には、この法律は、公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるにもかかわらず、著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場についての特別措置を講ずるよう務めることにより、住民のその利用の機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与するとうたっています。また、その五条には、「国または地方公共団体は、公衆浴場についてその確保を図るため、必要と認める場合には、所要の助成その他必要な処置を講ずるよう努めるものとする。」このように自治体の長に義務づけ、努力目標として義務づけ

られていますわけでございます。

そこで、公共性を有するこれらの施設について、せめて基幹設備及びその付属関係機器について補助をする考えはないだろうか。この点をお尋ねいたします。

以上三点でございますが、明快なる答弁をお願い申し上げます。以上です。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 東田議員さんの御質問にお答えいたしますが、第一点の雨水対策は、教育委員会の方で答弁をさせていただきますので、よくお聞き取りいただきたいと思います。

第二点の公園広場の対策についてでございます。

公園広場の適切な配置につきましては、基本計画に沿って、市民一人当たり六平方メートルの確保を目標に年々整備してまいりましたがおかげさまでもちまして現在一人当たり四・四平方メートルの面積まで確保することができました。しかし、まだまだ地域的に偏在した面もあり、

市民の利用の点では、問題もあると思われれます。今後、未整備地区を重点に整備してまいりたいと考えております。

御指摘いただきました本六町会の場合につきましましては、旧引き込み線でありましたが、現在は民有地となっております。面積は六百七十平方メートルほどございます。形態といたしましては、細長い路地のような土地になっておりますが、公園広場として適地かどうか、今後、地主との御理解をいただかなければなりません。他の利用方法も合わせて研究してみたいと思っております。

また、扶桑会館前の現在耕作地もありますが、面積は、約三百八十平方メートルほどでございます。ここは駅にも近く、限られた空地なので、児童遊園的な広場として適地と思われております。しかし、耕作者の方もおられることでございますので、地主等に御相談を申し上げ、御理解が得られたならば、今後の実施計画策定の段階で検討してみたいと考えております。

いずれにいたしましても、公園の広場につきましましては、今後、適切な

配置と整備について努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次の公衆浴場についてでございますが、公衆浴場は、公衆浴場法等の法令により、営業の許可にいたしまして、施設の衛生的維持にいたしまして、規則があります。利用料金につきましても、法の委任を受けて都道府県知事が決定するという事になっております。自由な料金を定めて収納するということかできないという制約がございます。こういう事情の中で公衆浴場は利用されているわけでございます。

昨年五月の二日に東京都公衆浴場対策協議会が公衆浴場の入浴料金についてという答申をいたしておりますが、その中で、経費の低減下要素について検討いたしましたところ、一、重油原価の値下がり、二、人件費増加率の抑制傾向、三、御売物価、消費者物価の安定的推移といった要素が考えられることとしており、これらを最大限に取り入れても、なお料金の引き上げをしないと経営が成り立たないという結論に至り、大人料金の引き上げを答申しております。

このような状況や当答申が指摘されております利用者の減少傾向を考慮し、さらには、昭和五十七年十二月の定例市議会におかれまして陳情を採択されるに当たって速べられております公共性等私企業としての立場なども配慮しながら、今後とも前向きに検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

答弁とさせていただきます。

○教育次長（須崎 進君） 第四小学校の雨水処理についてお答え申し上げます。

御指摘の第四小学校の正門前に集中して流れるあの雨水につきましては、大変御指摘のように生徒の登下校、あるいは市民に御迷惑をおかけしておりますが、新年度予算におきまして、第四小学校の万年塀の改良工事を計画しておりますので、この工事に合わせて雨水処理につきましても検討して施工してまいりたいと考えておりますので、大変御迷惑をおかけしておりますが、今しばらく御理解をいただきますたいと存する次第でございます。よろしくお願いいたします。

○十七番（東田正治君）

それではお聞きのとおり、実際は、大変前向きな答弁をいただいたわけでございますが、ちょっと時間がありますので、少し聞かせていただきたいというわけでございます。

実は、この学校の校庭の工事は、六十年度で考えているということですが、これはやはりあれだけのお金一千五百万円ぐらいかけましてあれだけの工事をされました。それで、こういう傾向が一小も打ちかえ工事をやりましたですね。二小もやたんじゃないかと思うんですが、そういうやったところの状況がどういうふうになっているか、といいますのは、この校庭への吸い込みが大変悪いということと、一メートルくらいこの吸い込み層を、今まで砂利層だったのを取って粘土質を入れたと。それで、そこがかえって吸い込みがなくなったと。そういうことから雨水の吸い込みがないためには、完全にでき上がっているものですから、きれいに正門の方に向かって流れ出すわけですが、これがあの築山あたりにも大変たまりまして、なかなか子供が後で遊ぶのも、二、三日なかなか遊べないというような状況が起きていますし、そういうことから校庭の整備というものの基準、これは

こういう打ちかえ工事をやることが、学校のそういう校庭を整備する基準でいいのかどうかという、お金をかけてかえって悪くなったんではないか、だから立派に整備できているんだけど、そういうような感じを受けるわけですが、この基準等があるのかどうか。

それで、できましたら私、やりたいというお考えのようですから、入りの所に、あのあたりに吸い込み槽をつくりまして幅広いものを、どちらかという、今はどこの道路も平面に吸い込み槽を三、四十センチのものをつくらうと、今後は、それがちょっとしたこと、雨に、葉っぱとかそういうものか、重なりますともう吸い込まないとそういうような状況が起こっているわけですから、それで、都内等でも考えられていることは、し字型のその吸い込み槽なんかを考えているそうでございますが、この辺のことも考えていた、話、話が少しありますが、元に戻しますけれども、正門のあの所にある程度の大きな吸い込み槽というものをつくれば、これは解決すると思っておりますが、この点の考え方をひとつお聞かせを願いたいと思います。

それから、公園、広場につきましては、これはもつとこういう点で、市

長の答弁がございましたが、前向きに検討していただいて、ぜひこの本六関係あるいは本町関係ですね、大きく言いまして、本町関係は空き地が本当に少のうございまして、これはやはり面的な整備を計画的にやろうとしてもなかなかできないということは、これは理事者の方々の悩みは十分わかります。

そこで、できるだけ、そのままにするんじゃないやなくて、今あるものをできるだけ確保できるような形で、そして整備をしていていただきたいというふうふうに考えているわけですから。

それで、できましたらあそこ、今前がちょうど扶桑会館の場合は、道路が真ん中にありまして両方に分かれているわけですから、やはり住居地帯ですから、あの道路をちょっとつけかえてもらって、それであれを一つにすればこれは――実際、地主さんを外へ置いてこんな話をするというのは、本当申しわけない話ですが、できたら構想としては――、そうするとある程度の公園ができて、市民のサーブスにもなっていくところのように考えているわけですから、この点の考え方をひとつ聞かせていただきたいん

ですが、それで引き込み線も、あれは空き地にするとか、あるいは住居の人たちが、出入口がありまして、なかなかあれを完全に公園にしてしまえば、これは建てかえのときもいろいろ問題があるんじゃないかというところで、それは広場にするということは一番いいんですけれども、出入りの関係があるので、できたら遊歩道とかそういうものをつくるというような考えかまたあるのかどうか。この辺のことを聞かせていただきたい。このように思います。

それから、三点目ですが、この点につきましては、理事者の方也十分考慮されているようで、まず私がこの一般質問でこういうことを取り上げなくてもよかったのではないかとも思っているんですけれども、御存じのとおり、五十七年の十二月の定例会において、この陳情が今市長が言われたように可決されました。そのときの議員さんもこの席上に皆さんおられまして、皆さんがこれは賛成されているわけでごさいます。それで、五十八年の一月にはやはり要望書も出てきております。

それで、あるいはこの公衆浴場の施設に対する補助をこれを事務

局の方で調べてもらったんですが、二十六市の状況を見てみました。やはりこれはどこでも、こういう点は法律を受けまして一生懸命やっているわけですが、この辺を参考にしていただいて、こういう市民の福祉が実際はもっと主体となって、そういうコミュニティ施設のような今の施設を利用してコミュニティの場所としてこれから考えなくてはならない。市が実際はやっていかなくてはならないというように、必要ではないかというふうに思っているわけです。

基本構想の中でも、このコミュニティカルテというところで、実はこういうふうに書かれています。「市民の日常生活圏は、おおむね一学校区を近隣住区としてコミュニティの醸成を図ることは、基本計画の重要な施策の一つである。このためには、地域環境の実態を明確にした上で、科学的な施策を推進し、すべての市民が安全で快適な生活が営まれるように環境基盤を整備しなければならない」とこのようにうたわれています。実際は、それに付随して添付されている地域環境分析図の中にも、例えば広報無線とか、あるいは公衆便所の配置図とか、

公衆電話あるいは郵便ポスト、いろいろ保育園とか全部出ています。この中でやはり公衆浴場というものが位置づけられて、こういうふうには市民サービスはあるべきだというふうには、やはりちゃんと青写真が出ているわけですね。

それで、そこまでこれはやはり最小限の市民のサービスが必要だということ、これは強調しているものと私たちは考えるわけです。こういう点から、いろいろなの方々の要望を、また二十六市等々の状況を考えて、ぜひ前向きに答弁されると言いましたか、もう一度この点も実務の担当者の方から、どのような考え方で進まれるのか、その辺をひとつお願いしたいと思います。

以上三点了。

○教育次長（須崎 進君） 答えいたします。

校庭整備の各学校の状況でございますけれども、本年度第七小学校とそれから二中と三中につきまして、校庭整備をお願いいたすべく予算上計上してございますので、よろしくお願いいたします。それで

これによりまして各小中学校はすべて、校庭整備が整うわけでございます。それで、整備が必要かどうかということでございますけれども、学校といたしましても、子供さんの体育で校庭を使う、あるいは自由な遊び、あるいは地域の方々が御利用いただくのに、どうしてもそのまま今の状況ですと、大変不陸が多うございまして、どうしても校庭としての機能と、あるいは球技等におきまして、なかなか整備をした方が大変喜ばれている状況でございますので、そういうふうになさせていただいているわけでございます。

それで、グラウンドの舗装と申しますか、整備につきましては、今お話がございましたように、約二十五センチほど掘りまして、下ハナセンチくらいッシャーランを入れまして、あと五センチが中間の良質のクロームを入れて、表面にはアラキタ、それから石炭ダスト、それから良質のクローム、それから塩化マグネシウム等を十センチ被覆いたしまして整備をしているということでございます。

それで、御指摘のようにこういうふうな整備をいたしますと、どうし

ても勾配をつけますので、一方に流れてしまうというようなことでございまして、それそれの各学校につきましましては、ある側溝につなぐ、あるいは吸い込み槽等で処理をしているわけでもございしますけれども、御指摘の四小だけが現状のようになっているわけでもございしますが、これにつきましましては、確かに正門の所に吸い込み槽をつくるという御提案でもございしますけれども、これらにつきましても十分、万年塀の工事のときに協議を重ねまして、建設部とも協議の上そのように、この排水が取れるような方法で進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、現在あそこ四小の正門の前所に二百五十ミリの管があると、いうことでございしますが、それでいいか、あるいは御指摘のような方法がいいかを十分今後検討していきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

○建設部長(森田 進君) 自席からお許しをいただきます。二点目の公園広場の対策について、具体的に二カ所例を挙げての御質問でございます。

確かに御案内のように、扶桑会館の前の広場につきましては、ちょうど真ん中を市道が走っております。そういうことでございしますが、御質問でもありましたように、民有地でございまして、これから当然御理解をいただいて、その上でのございますけれども、道路の管理、そういうもの等含めまして検討させていただきたい。確かに面積的には、一定のスペースがあることの方が、公園としての活用もありますし、そういうことでございしますが、一方、道路の方は、道路の方としてのやはり整備計画がございしますので、それらの調整の中で一応検討させていただくと、そのように考えております。

それからもう一点、砂利線の跡地の広場の件でもございしますけれども、御指摘いただきましたように、非常に細長い道路でもございまして、しかも、あの沿線の家屋が若干、今の空き地というものが利用された上で、すでに建設されているとそういう実態もございします。そういう中では、仮に所有者、権利者の御理解が得られた場合、どういふふうな形の方がいいか、あるいは御指摘がありましたような遊歩道、そういうふうな

形の方があるいは関係者の合意が得られるんじゃないかとそんな問題もございすけど、いずれにしても、まだ権利者との調整もしてございませんし、もう少し先へ行つた時点で検討をさせていたいただきたいとそういう一応思ひます。以上でございす。

○市民部長（古谷正夫君） 自席からお許しをいただきまして、第三点目の浴場の関係での考え方でございすけれども、先ほど市長の答弁の中にもありましたとおり、五十七年の十二月に定例会で採択されておるわけでございす。そういう趣旨、それから、これは都の制度で都知事の許可というふうなこともございす。都の制度を踏まえながらさらには該当者の方から要望書もあるわけでございす。そういうふうなもの、さらにはその重油等の物価関係、人件費の関係等についても検討させていたいて、それから、先ほど御指摘がありましたとおり、二十六市の状況を踏まえまして十分検討をさせていただきたいというふうなことで御理解をいただきたいと思います。以上でございす。

○十七番（東田正治君） それでは公園広場についてと、それから公衆浴場

については、ぜひそういう点で、削向きにひとつ検討していただきたい。このように御要望申し上げます。

それから、この雨水対策についてでございすか、実施計画の中で、これはきょう、また差しかえられたようですけれども、雨水については幹線がほぼ完成しているので、今後、各枝管の整備が必要であるところのように言われて、うたわれていす。この点、最近この四小の周辺というのは、大変雨水の問題で話題になっておりますので、今後の計画というものをこれはどういうふうに考えておられるのか、私は、こういう点ではもっと整備を急ぐべきだというふうに考えております。この点を少し時間がありますのでよろしく願ひします。

○建設部長（森田進君） 四小周辺の雨水対策ということでございすけれど、すでに御案内のように、公共下水道計画の雨水計画については、事業認可をもらひまして、すでに本管というか、整備が終わつております。四小の削にございすあの都市下水路、あれも公共下水道計画の中の幹線排水路として現在利用されております。しかしながら